

令和2年度南大隅町議会定例会5月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和2年 5月 7日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	欠 番	13番 大村 明雄 君

欠席議員 なし

会議録署名議員 : (6番)水谷 俊一 君 (7番)日高 孝壽 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)下園 敬二 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経済課長	新保 哲郎 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	川元 俊朗 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	増田 恭一 君
支所長	川越 貢 君	町民保健課長	黒木 秀 君
会計管理者	打越 昌子 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
企画課長	熊之 細等 君	総務課課長補佐	佐藤 ひとみ 君
商工観光課長	愛甲 真一 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君
介護福祉課長	黒江 鳴美 君		

議事日程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 令和 2年 5月 7日 午前 10時 37分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議機関の決定

(議案上程・報告・質疑)

日程第 3 報告第 1 号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 4 報告第 2 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 5 報告第 3 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について

日程第 6 報告第 4 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

日程第 7 報告第 5 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

日程第 8 報告第 6 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 9 議案第 1 号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 10 議案第 2 号 令和 2 度南大隅町一般会計補正予算（第 1 号）について

▼ 開 会

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度 南大隅町議会定例会 5月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、水谷俊一君及び日高孝壽君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
5月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、5月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

- ▼ 日程第3 報告第1号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第4 報告第2号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第5 報告第3号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について
- ▼ 日程第6 報告第4号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- ▼ 日程第7 報告第5号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- ▼ 日程第8 報告第6号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第3 報告第1号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第8 報告第6号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてまで、以上6件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただ今、一括報告となりました、報告第1号から報告第6号までの6件についてご報告申し上げます。

報告第1号は、南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたことに伴い、町民税・固定資産税及びたばこ税に係る規定について、所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第2号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和2年3月31日に公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の基礎課税限度額及び介護保険給付金限度額等の規定について、所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第3号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてであります。

本件は、令和元年度の地方交付税、国県支出金、町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る3月31日に専決処分したものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7千9百48万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6千7百14万9千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、精算見込みによる調整と財政調整基金等への積み立てを行い、歳入予算では、特定財源の調整及び地方交付税等を計上いたしました。

また、「第2表 地方債補正」では、合併特例事業、過疎地域自立促進特別事業等の借入限度額の変更を行ったところであります。

次に、報告第4号は、令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2百49万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9千7百76万9千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出において、保険給付費等の決算見込みによる調整等を行い、歳入予算では、県支出金及び繰入金の調整を行ったところであります。

次に、報告第5号は、令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ35万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千8百25万2千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、不用額の減額と、それに伴う県支出金、繰入金等の調整であります。

次に、報告第6号は、令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千5百89万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千8百69万1千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算において、保険給付費、地域支援事業費を減額し、歳入予算においては、支払基金交付金、国県支出金等を調整したものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（大村明雄君）

ただ今報告がありました報告第1号から報告第6号について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第9 議案第1号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第1号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第1号は、南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、特殊勤務手当の支給対象に新型コロナウイルス感染症を加えるため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第1号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第1号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第10 議案第2号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第10 議案第2号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第2号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてであります。
本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6千43万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4千1百53万3千円とするものであります。
「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に新型コロナウイルス感染症対策として、「特別定額給付金事業」、「プレミアム商品券発行事業」、「子育て世帯への臨時特別給付金事業」、「感染予防対策経費」等の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、国庫支出金、繰入金を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第2号 一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。まず、1ページでございます。

議案第2号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度南大隅町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6千43万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4千1百53万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いします。

歳入でございますが、今回の補正財源といたしまして、15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金に、特別定額給付金給付事務費補助金1千5百11万4千円、特別定額給付金6億9千6百万円を2目 民生費国庫補助金に、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金27万6千円、子育て世帯への臨時特別給付金6百70万円を、19款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金に、一般財源の調整として4千2百34万9千円を計上しております。

次に、7ページ歳出でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、20目 新型コロナウイルス対策費に公共施設等の感染症拡大防止対策事業として1百15万4千円。特別定額給付金事業に係る事務費及び給付金として7億1千1百11万4千円。プレミアム商品券発行事業に係る補助金2千4百27万3千円。コロナ対策ふるさとから元気を贈ろう事業に係る印刷製本費1百万円。南大隅町配食センターの新型コロナウイルス発生時の対策として消耗品費等3百91万7千円。新型コロナウイルス防疫体制強化に係る消耗品費として7百45万2千円。消毒殺菌機器整備事業に係る備品購入費として5百25万7千円。

8ページをお願いいたします。

3款 民生費、2項 児童福祉費、2目 児童措置費に子育て世帯への臨時特別給付事業に係る事務費及び給付金として6百97万6千円。

6款 商工費、1項 商工費、4目 観光施設費にねじめ温泉・ネッピー館施設修繕事業として3百98万5千円を計上いたしました。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で、全部の日程を終了しました。

令和2年度 南大隅町議会定例会5月会議を散会します。

散 会 : 令和2年 5月 7日 午前10時37分